

## 非皆伐施業 の推進 に NEU

「美しい森林（もり）」共同整備高知県協議会 では，（社）高知県森林整備公社の管理する森林において災害の防止 －二酸化炭素の吸収水資源のかん養をはじ め豊かな環境の保全と いった森林のもつ公益的機能を発揮させるた めに非皆伐施業を推進 します。

## 非皆伐施業の方法（イメージ）

一定規模の面積の森林を一度にまとめて伐採することを皆伐施業と いいますが，それに対して非皆伐施業とは，皆伐施業のように伐採後，林地を裸地化させない施業方法です。
（社）高知県森林整備公社の分収造林契約地では，50～60年の契約期間を80年に延長した上で，保育事業として列状間伐を中心とし た事業を実施することで非皆伐施業を推進します。


2回目の除間伐（25年生前後）


## 非皆伐施業

（ 80 年契約）


皆伐跡地の状況


## Question（質問）\＆Answer（回第）

（社）高知県森林整備公社との分収造林契約地についての Q \＆A です。

Q1なぜ，（社）高知県森林整備公社は契約期間の延長に取り組むのですか？

A1木材価格の低迷等，林業を取り巻く情勢は非常に厳しいものがありま す。現段階の試算では，50－60年の契約期間満了で，ほとんどの分収造林契約地において，今までの投資額が木材収入を上回り赤字と なります。（社）高知県森林整備公社は，その対策として，森林所有者 のご理解とご協力により 80 年の契約期間に延長し，非皆伐施業を推

Q2
なぜ，非皆伐施業を推進する必要があるのですか？
A2 ：現在の契約期間で，分収造林地を皆伐すれば収益性がなく，一般的に伐採跡地が裸地化することが予想されます。皆伐により林地が裸地化 すると森林の公益的機能が発揮されなくなります。そのため，林地を裸地化させない，環境に優しい非皆伐施業を推進する必要があるので す。

Q3
非皆伐施業を推進した場合のメリットは？

A3：契約期間の延長により林齢の高くなった森林の間伐が可能となり優良材を生産することができます。また，林地へ植生が繁茂することによ り，契約期間満了（ 80 年）時点での伐採による林地の裸地化防止と伐採跡地への造林経費が節減できるとともに，災害の防止，水資源の かん養など森林のもつ公益的機能を発揮させることができます。

このパンフレットを作成した
「美しい森林」共同整備高知県協㷣会とは， どのような組織•団体ですか？
：分収林に関する非皆伐施業を推進するために，（社）高知県森林整備公社の組織を活用してできた任意の団体で，同公社内に事務局がありま す。

## 「美しい森林」共同整備高知県協議会の実施する事業の内容は？

：次の（1）～③）の事業に分けることができます。（1）非皆伐施業推進計画の作成（パンフレット等の作成）（2）地域の合意形成活動（非皆伐施業を推進するために分収造林契約者や近隣の森林所有者を対象とした調査及び合意形成活動）（3）契約変更推進活動（契約期間延長の済んでいな い契約地等の契約期間延長などについて協議）


## お問い合わせ

住所：〒780－8064

## 高知市朝倉丁280番地2 <br> 「美しい森林」 共同整備高知県協議会

 （高知県森林整備公社内）電 話 ：（088）850－7870 ファクシミリ：（088）844－0180 メールアドレス：kssk＠kochissk．jp ホームベージアドレス：http：／／kochissk．jp／

